

人事委員会事務概要

令和5年度

福岡市人事委員会

目 次

第1	人事委員会	1
1	人事委員会の構成	1
2	人事委員会の開催状況	1
第2	事務局	8
1	組織及び事務分掌	8
2	予算	9
3	人事委員会規則の改正、条例案に対する意見の申出等の状況	10
第3	任用	12
1	採用	12
2	昇任	16
第4	給与、勤務時間その他の勤務条件	17
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	17
第5	公平審査	22
1	勤務条件に関する措置の要求	22
2	不利益処分についての審査請求	22
3	苦情相談	23
第6	職員団体	24
1	職員団体の登録	24
2	管理職員等の範囲	25
第7	職員の懲戒、分限及び服務	26
1	懲戒処分及び分限処分	26
2	職務に専念する義務の免除	26
第8	労働基準監督機関としての職権行使	27
1	労働基準監督機関としての職権行使について	27
2	職権行使状況	28

第1 人事委員会

1 人事委員会の構成

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

職名	氏名	在任期間	備考
委員長	平江 徳子	R4.12.25～ (委員長就任 R4.12.26) (1期)	(現)福岡大学法科大学院教授 (現)弁護士 (元)福岡高等検察庁検事
委員	千葉 まゆみ (委員長職務代理者)	R3.12.25～ (委員長職務代理者指定 R5.12.26) (1期)	(現)中小企業診断士
委員	飯田 光夫	R元.12.25～R5.12.24 (1期) (委員長職務代理者指定 R4.1.5)	(元)福岡市総合図書館長
	中沢 浩	R5.12.25～ (1期)	(元)博多港ふ頭株式会社監査役

2 人事委員会の開催状況

(1) 年度・月別開催回数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
5	4	3	3	4	7	4	4	5	4	4	3	4	49
4	3	4	6	4	9	4	4	5	4	2	4	5	54
3	3	3	3	4	7	4	4	3	4	3	4	6	48

(2) 開催日・議題 (令和5年4月～令和6年3月 定例会47回 臨時会2回
議案98件 報告29件)

回	開催 年月日	議 題
第1回 (定例会)	05.4.5 (水)	○ 議案 1 昇任選考(課長)について 2 職員(上級、消防吏員A等及び社会人経験者)採用試験等の実施について ● 報告 人事委員会令和5年度運営方針について
第2回 (定例会)	05.4.12 (水)	○ 議案 3 昇任選考(係長)について ● 報告 令和5年職種別民間給与実態調査の概要について
第3回 (定例会)	05.4.19 (水)	● 報告 (1) 公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (2) 職員(上級行政事務(行政(特別)))採用試験第1次試験口頭試問受験該当者について (3) 職員団体からの申し入れについて
第4回 (定例会)	05.4.26 (水)	○ 議案 4 結婚休暇等に準じる特別有給休暇の取扱いに関する承認について 5 解雇予告除外認定について
第5回 (定例会)	05.5.10 (水)	○ 議案 6 職員(上級行政事務(行政(特別)))採用試験第1次合格者について
第6回 (定例会)	05.5.24 (水)	○ 議案 7 職務に専念する義務の免除に関する承認の廃止について
第7回 (定例会)	05.5.31 (水)	● 報告 職員(上級、消防吏員A等及び社会人経験者)採用試験等申込状況について
第8回 (定例会)	05.6.14 (水)	○ 議案 8 職員(上級行政事務(行政(特別)))採用試験最終合格者について 9 特定任期付職員の採用の承認について
第9回 (定例会)	05.6.21 (水)	○ 議案 10 職員(消防吏員A)採用試験第1次合格者について 11 審査請求について ● 報告 職員(上級行政事務(行政(一般))及び就職氷河期世代)採用試験第1次試験口頭試問受験該当者について
第10回 (定例会)	05.6.28 (水)	○ 議案 12 昇任選考(係長)について 13 職員(上級行政事務(福祉・心理)、上級行政技術(文化財専門職を除く)、獣医師及び保健師)採用試験等第1次合格者について 14 職員(中級、初級及び消防吏員B等)採用試験等の実施について
第11回 (定例会)	05.7.5 (水)	● 報告 令和5年給与勧告について

回	開催 年月日	議 題
第12回 (定例会)	05.7.12 (水)	○ 議案 15 職員（上級行政事務（行政（一般））及び上級行政技術（文化財専門職））採用試験第1次合格者について ● 報告 (1) 職員（社会人経験者）採用選考第1次選考口頭試問等受験該当者について (2) 職員（消防吏員A）採用試験第2次試験口頭試問等受験該当者について (3) 令和5年給与勧告について
第13回 (定例会)	05.7.19 (水)	○ 議案 16 昇任選考（係長）について
第14回 (定例会)	05.7.26 (水)	○ 議案 17 職員（就職氷河期世代）採用試験第1次合格者について 18 職員（育児休業代替任期付職員（学校栄養職員））の採用選考について 19 審理に係る事務の一部の委任について ● 報告 (1) 職員（上級行政技術（文化財専門職））採用試験第2次試験口頭試問等受験該当者について (2) 令和5年給与勧告について
第15回 (定例会)	05.8.2 (水)	● 報告 令和5年給与勧告について
第16回 (定例会)	05.8.8 (火)	○ 議案 20 特別昇給の承認について 21 審査請求について ● 報告 令和5年給与勧告について
第17回 (定例会)	05.8.16 (水)	○ 議案 22 職員（障がいのある人を対象とする職）採用選考の実施について 23 職員（上級行政事務（福祉・心理）、上級行政技術、獣医師及び保健師）採用試験等最終合格者について 24 解雇予告除外認定について ● 報告 令和5年給与勧告について
第18回 (臨時会)	05.8.18 (金)	● 報告 令和5年給与勧告について
第19回 (定例会)	05.8.23 (水)	○ 議案 25 昇任選考（課長及び係長）について ● 報告 (1) 職員団体からの申し入れについて (2) 令和5年給与勧告について
第20回 (臨時会)	05.8.25 (金)	○ 議案 26 職員の給与等に関する報告及び勧告について ● 報告 令和5年給与勧告について

回	開催 年月日	議 題
第21回 (定例会)	05. 8. 30 (水)	● 報告 職員（中級、初級及び消防吏員B等）採用試験等申込状況について
第22回 (定例会)	05. 9. 6 (水)	○ 議案 27 職員（社会人経験者）採用選考第1次合格者について 28 職員（上級行政事務（行政（一般））、消防吏員A及び就職氷河期世代）採用試験最終合格者について
第23回 (定例会)	05. 9. 13 (水)	○ 議案 29 職員（任期付短時間勤務職員（乗務員））の採用選考について
第24回 (定例会)	05. 9. 20 (水)	○ 議案 30 条件付採用の期間の延長について 31 職員（行政事務）の採用選考について ● 報告 職員（障がいのある人を対象とする職）採用選考申込状況について
第25回 (定例会)	05. 9. 27 (水)	○ 議案 32 職員（中級学校事務、初級及び保育士）採用試験等第1次合格者について 33 特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認について 34 職員団体の登録申請について ● 報告 職員（中級行政事務）採用試験第1次試験口頭試問受験該当者について
第26回 (定例会)	05. 10. 4 (水)	○ 議案 35 職員（消防吏員B及び運輸業務従事者）採用試験等第1次合格者について
第27回 (定例会)	05. 10. 11 (水)	○ 議案 36 職員（文化学芸職）の採用選考について
第28回 (定例会)	05. 10. 18 (水)	○ 議案 37 職員（中級行政事務及び管理栄養士）採用試験等第1次合格者について 38 職員（消防吏員）の採用選考について
第29回 (定例会)	05. 10. 25 (水)	○ 議案 39 職員（社会人経験者）採用選考最終合格者について 40 職員（海技）採用選考の実施について 41 解雇予告除外認定について ● 報告 職員（消防吏員B及び保育士）採用試験等第2次試験口頭試問等受験該当者について
第30回 (定例会)	05. 11. 1 (水)	○ 議案 42 職員（障がいのある人を対象とする職）採用選考第1次合格者について
第31回 (定例会)	05. 11. 8 (水)	○ 議案 43 職員（初級行政技術及び管理栄養士）採用試験等最終合格者について

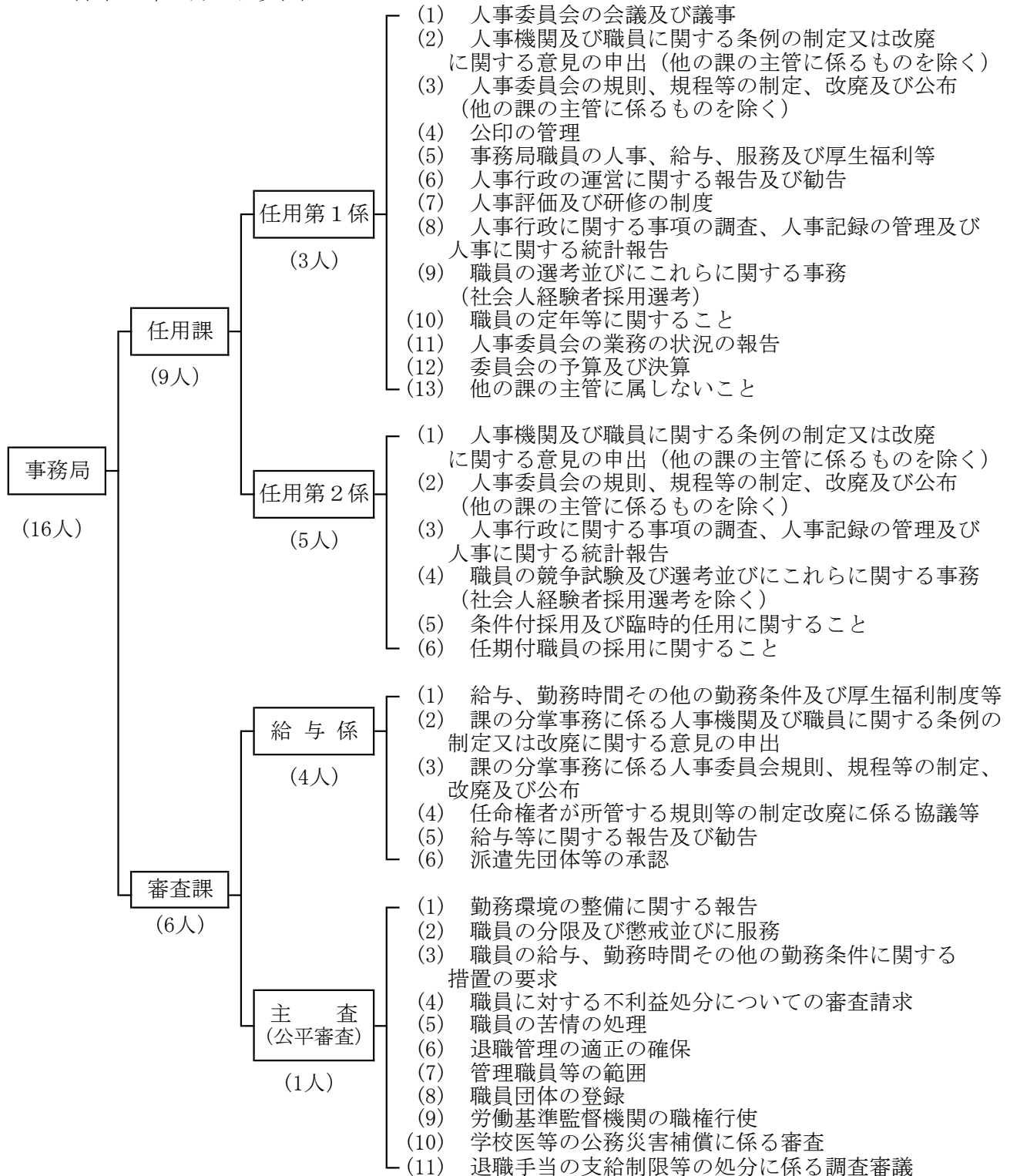
回	開催 年月日	議 題
第32回 (定例会)	05. 11. 15 (水)	○ 議案 44 職員（初級行政事務）採用試験最終合格者について 45 解雇予告除外認定について 46 解雇予告除外認定について
第33回 (定例会)	05. 11. 22 (水)	○ 議案 47 職員（中級、初級学校事務及び保育士）採用試験等最終合格者について 48 条件付採用の期間の延長について ● 報告 大都市等及び九州各県の給与勧告等の内容
第34回 (定例会)	05. 11. 29 (水)	● 報告 審査請求（令和5年(審)第1号事案）の取下げについて
第35回 (定例会)	05. 12. 6 (水)	○ 議案 49 福岡市職員の任用に関する規則施行細目の一部改正について 50 職員（消防吏員B及び運輸業務従事者）採用試験等最終合格者について 51 職員（回転翼航空機整備士）の採用選考について 52 福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等に対する意見について 53 審査請求について（令和5年(審)第4号事案）
第36回 (定例会)	05. 12. 13 (水)	○ 議案 54 職員（障がいのある人を対象とする職）採用選考最終合格者について 55 福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 56 福岡市立学校の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 57 福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議について 58 福岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正に関する協議について
第37回 (定例会)	05. 12. 20 (水)	○ 議案 59 昇任選考（係長）について 60 条件付採用の期間の延長について 61 令和5年(審)第2号事案の裁決書について
第38回 (定例会)	05. 12. 26 (火)	議事 委員長職務代理者の指定について
第39回 (定例会)	06. 1. 10 (水)	● 報告 職員（海技）採用選考申込状況について
第40回 (定例会)	06. 1. 17 (水)	○ 議案 62 昇任選考（局長）について
第41回 (定例会)	06. 1. 24 (水)	○ 議案 63 職員（海技（機関））採用選考第1次合格者について 64 職員（上級行政事務（行政（特別）））採用試験の実施について

回	開催 年月日	議 題
第42回 (定例会)	06.1.31 (水)	○ 議案 65 職員（医師）の採用選考について 66 解雇予告除外認定について
第43回 (定例会)	06.2.14 (水)	○ 議案 67 職員（任期付短時間勤務職員（乗務員））の採用選考について 68 福岡市立学校の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について
第44回 (定例会)	06.2.21 (水)	○ 議案 69 昇任選考（課長及び係長）について 70 職員（医師）の採用選考について 71 職員（海技（機関））採用選考最終合格者について 72 福岡市保健所及び保健センター条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案（福岡市職員の給与に関する条例の一部改正部分に限る。）に対する意見について
第45回 (定例会)	06.2.28 (水)	○ 議案 73 昇任選考（労務職5級職）について 74 退職手当返納命令処分について ● 報告 令和6年度福岡市職員採用試験等の計画について
第46回 (定例会)	06.3.6 (水)	○ 議案 75 昇任選考（係長）について 76 福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 77 福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議について 78 福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則の一部改正について 79 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
第47回 (定例会)	06.3.13 (水)	○ 議案 80 昇任選考（局長、部長、課長、係長及び労務職5級職）について 81 職員（医師）の採用選考について 82 職員（行政事務等）の採用選考について 83 職員（育児休業代替任期付職員（学校栄養職員））の採用選考について 84 福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正に関する協議について 85 特別有給休暇の範囲を定める規則の一部改正について 86 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正の承認について 87 令和5年（審）第3号事案の裁決書について

回	開催 年月日	議 題
第48回 (定例会)	06.3.21 (木)	○ 議案 88 昇任選考（局長）について 89 職員（行政事務等）の採用選考について 90 職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程等の一部改正の承認について 91 福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正に関する協議について 92 福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について 93 教育専門職員への転任時等の号給決定についての一部改正について 94 県警察職員から人事交流により職員として採用する場合の号給の決定について 95 昭和48年（不）317号事案等の判定について 96 解雇予告除外認定について
第49回 (定例会)	06.3.27 (水)	○ 議案 97 特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認について 98 解雇予告除外認定について ● 報告 職員（上級行政事務（行政（特別）））採用試験申込状況について

第2 事務局

1 組織及び事務分掌 (令和6年4月1日現在)



2 予算

令和6・5年度 当初予算

(単位:千円)

	節	令和6年度	令和5年度	増減
一般会計	報酬	9,504	9,504	0
	給料	67,958	66,852	1,106
(款)	職員手当等	57,108	53,855	3,253
総務費	共済費	25,065	22,927	2,138
(項)	災害補償費	1	1	0
人事委員会費	報償費	10	10	0
(目)	旅費	2,988	3,188	▲200
人事委員会費	交際費	10	10	0
	需用費	9,106	9,399	▲293
	役務費	13,782	11,932	1,850
	委託料	9,993	8,201	1,792
	使用料及び賃借料	12,375	12,013	362
	備品購入費	200	200	0
	負担金、補助及び交付金	2,510	2,510	0
	合計	210,610	200,602	10,008

3 人事委員会規則の改正、条例案に対する意見の申出等の状況(内訳)

区分	件数	委員会開催日	件名	概要
人事委員会規則の 制定及び改正	6件	R5.12.13	福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	行政職給料表、医療職給料表(2)及び消防職給料表の改定に伴い、別表第7 昇格時号給対応表を改めるとともに、改正後の号給対応表が改正前の号給対応表よりも不利になる場合があることから、この改正による不均衡を防止するための経過措置を規定するもの。(R5.4.1)
		R5.12.13	福岡市立学校の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	教育職給料表(1)、(3)及び(4)の改定に伴い、別表第5 昇格時号給対応表を改めるとともに、改正後の号給対応表が改正前の号給対応表よりも不利になる場合があることから、この改正による不均衡を防止するための経過措置を規定するもの。(R5.4.1)
		R6.3.6	福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	組織編成に伴い、級別職務分類表の一部改正を行うもの。(R6.4.1)
		R6.3.6	福岡市職員であった者で再就職したものである等による依頼等の規制等に関する規則の一部改正	組織編成に伴い、退職管理の対象となる職の範囲について所要の改正を行うもの。(R6.4.1)
		R6.3.6	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	組織編成に伴い、管理職等の範囲について所要の改正を行うもの。(R6.4.1)
		R6.3.13	特別有給休暇の範囲を定める規則の一部改正	本件規則第2条第1項第7号に規定する休暇(改正前通称、子の看護休暇)を取得可能な場合について、学校等の臨時休業等に伴い必要となる子の世話及び子が在籍する学校等が実施する行事への参加を加えるもの。(R6.4.1)

※ 件数欄は、人事委員会に議案として提出した改正規則の件数である。

※ 概要欄の()内は施行日又は適用日(複数ある場合は、主なものを記載)である。以下の表において同じ。

区分	件数	委員会開催日	件名	概要
条例案に対する 意見の申出	3件	R5.12.6	福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等に鑑み行政職給料表等及び医師等の初任給調整手当の額を改定するもの。(R5.4.1) 地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするもの。(R6.4.1)
			福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等に鑑み教育職給料表等を改定するもの。(R5.4.1) 地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするもの。(R6.4.1)
		R6.2.21	福岡市保健所及び保健センター条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案(福岡市職員の給与に関する条例の一部改正部分に限る。)	保健所が一元化され各区に保健センターが設置されることに伴い、規定を整備するとともに医療職給料表(1)級別基準職務表の一部を改正するもの。(福岡市保健所及び保健センター条例(令和5年福岡市条例第60号)の施行の日から施行)

※ 件数欄は、議会に提出された議案の件数である。

区分	件数	委員会開催日	件名	概要	
協議	規則の制定、改正等に関するもの	5件	R5.12.13	福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議	人事委員会の勧告等に鑑み、令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるもの。(R5.12.1)
			R5.12.13	福岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正に関する協議	国の医師等に対する初任給調整手当が増額されたことに鑑み、福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、初任給調整手当の支給額を改定するもの。(R5.4.1)
			R6.3.6	福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議	令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、会計年度任用職員の期末手当の支給割合に対する特例措置を定めた規定を廃止するもの。また、令和6年度の組織編成に伴い規定を整備するもの。(R6.4.1)
			R6.3.13	福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正に関する協議	会計年度任用職員(教育職)の給料表及び給料の調整額定額表を改定するもの。(R6.4.1)
			R6.3.21	福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正に関する協議	会計年度任用職員に適用する給料表等について、行政職給料表等の改定に合わせて改定を行うとともに、勤勉手当の支給にかかる規定を整備するもの。(R6.4.1)

※ 件数欄は、人事委員会に提出した議案及び局長専決の件数である。

区分	件数	委員会開催日	件名	概要	条例	
承認	規則の制定、改正に関するもの	4件	R5.9.27	特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認	業務執行体制の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。(R5.10.1)	○
			R6.3.13	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正の承認	本件規則第11条第9号に規定する特別休暇(通称、生理休暇)を有給化し、本件規則第11条第12号に規定する特別休暇(改正前通称、子の看護休暇)の取得要件を拡大するもの。(R6.4.1)	○
			R6.3.21	職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程等の一部改正の承認	勤務時間の割振り変更にかかる「半日勤務時間」について、新たに3時間45分の区分を新設するもの(R6.4.1)	○
			R6.3.27	特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認	業務執行体制の見直しに伴い、所要の改正を行うもの(R6.4.1)	○
	上記以外	5件	R5.4.26	結婚休暇等に準じる特別有給休暇の取扱いに関する承認	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が5類感染症に位置付けるものとされたことに伴い、令和3年8月4日付人審第78号により承認した特別有給休暇の取得期間等の終期の設定等を承認するもの。(R5.4.26)	
			R5.5.24	職務に専念する義務の免除に関する承認の廃止	新型コロナウイルス感染症の位置付け変更に伴う国の措置に準じて、同ウイルスのワクチン接種を受ける場合等に係る職務専念義務の免除に関する承認を廃止するもの。(R5.5.24)	
			R5.6.14	特定任期付職員の採用の承認	特定任期付職員を選考により採用することについて承認するもの。(R5.6.14)	◎
			R5.8.8	特別昇給の承認	公務上の疾病のために危篤となり退職した教育職員について、当該職員の退職日(令和3年11月11日)に20号給の特別昇給を行うことについて承認するもの。(R5.8.8)	
			R6.3.21	県警察職員から人事交流により職員として採用する場合の号給の決定についての承認	定年引上げ等に伴い、所要の改正を行うことについて承認するもの。(R6.4.1)	

※ 件数欄は、人事委員会に提出した議案の件数である。

※ 条例欄中の「◎」は法律の規定に基づく承認であり、「○」は条例の規定に基づく承認である。

第3 任用（令和5年度職員採用試験等実施状況）

1 採用

(1)採用試験 試験回数 7回

ア 日程

試験名	公告日	受付期間	第1次試験日	第1次合格者発表日	第2次試験日	最終合格者発表日		
上級(行政事務(特別))	5. 2. 27	5. 3. 1 ~ 5. 3. 16	5. 4. 1 ~ 5. 4. 13	5. 5. 11	5. 5. 11 ~ 5. 6. 9	5. 6. 15		
上級(行政事務(一般))	5. 5. 1	5. 5. 1 ~ 5. 5. 18	5. 6. 18	5. 7. 13	5. 7. 14 ~ 5. 8. 17	5. 9. 7		
上級(行政事務(福祉・心理)及び行政技術(文化財専門職を除く))				5. 6. 29	5. 6. 30 ~ 5. 8. 3	5. 8. 17		
上級(行政技術(文化財専門職))	5. 5. 1	5. 5. 1 ~ 5. 5. 18	5. 6. 18	5. 7. 13	5. 7. 14 ~ 5. 8. 1		5. 9. 7	
消防吏員A				5. 6. 22	5. 6. 30 ~ 5. 8. 29			
就職氷河期世代対象(行政事務)	5. 7. 24	5. 7. 26 ~ 5. 8. 10	5. 9. 24	5. 7. 27	5. 7. 28 ~ 5. 9. 2	5. 9. 7		
中級(行政事務)				5. 10. 19	5. 10. 19 ~ 5. 11. 13	5. 11. 24		
中級(学校事務)	5. 7. 24	5. 7. 26 ~ 5. 8. 10	5. 9. 24	5. 9. 28	5. 9. 28 ~ 5. 11. 17		5. 11. 16	
初級(行政事務)					5. 10. 11 ~ 5. 11. 8			
初級(行政技術)					5. 9. 28 ~ 5. 10. 27	5. 11. 9		
初級(学校事務)					5. 10. 11 ~ 5. 11. 14	5. 11. 24		
消防吏員B					5. 10. 5	5. 10. 17 ~ 5. 11. 27		5. 12. 7
上級(行政事務(特別))					5. 2. 27	5. 3. 1 ~ 5. 3. 16		5. 4. 1 ~ 5. 4. 13

イ 実施状況

試験区分	採用予定人員	申込者	第1次試験			第2次試験 受験者	最終合格者	競争倍率			
			受験者	受験率	合格者						
上級	定期採用	行政事務	一般	55	786	511	65.0	108	100	65	7.9
			特別	45	687	639	93.0	111	99	51	12.5
		小計	100	1,473	1,150	78.1	219	199	116	9.9	
		福祉	3	19	15	78.9	8	8	3	5.0	
		心理	2	22	17	77.3	7	7	2	8.5	
	小計	105	1,514	1,182	78.1	234	214	121	9.8		
	早期採用	行政技術	土木	15	74	51	68.9	32	30	17	3.0
			建築	7	26	22	84.6	14	13	7	3.1
			電気	8	29	21	72.4	16	16	8	2.6
			機械	8	17	12	70.6	10	10	6	2.0
			造園	4	14	11	78.6	8	8	4	2.8
			衛生管理(食品)	10	42	39	92.9	21	19	12	3.3
			衛生管理(環境)	4	15	12	80.0	9	9	4	3.0
			文化財専門職	2	9	8	88.9	4	4	2	4.0
	小計	58	226	176	77.9	114	109	60	2.9		
計	163	1,740	1,358	78.0	348	323	181	7.5			
早期採用	行政事務	特別	30	245	230	93.9	61	56	25	9.2	
合計	193	1,985	1,588	80.0	409	379	206	7.7			

試験区分			採用予定 人員	申込者	第1次試験			第2次試験 受験者	最終 合格者	競争 倍率	
					受験者	受験率	合格者				
中 級	定期 採用	行政事務	30	317	153	48.3	55	54	34	4.5	
		学校事務	10	67	43	64.2	23	22	11	3.9	
		合計	40	384	196	51.0	78	76	45	4.4	
初 級	定期 採用	行政事務	45	443	290	65.5	113	108	58	5.0	
		学校事務	9	76	51	67.1	18	17	9	5.7	
		行政 技術	土木	15	58	47	81.0	34	32	20	2.4
			建築	6	16	14	87.5	11	11	9	1.6
			電気	6	28	21	75.0	14	13	8	2.6
			機械	6	26	24	92.3	14	13	8	3.0
		小計	33	128	106	82.8	73	69	45	2.4	
合計	87	647	447	69.1	204	194	112	4.0			
消 防 吏 員	定期 採用	消防吏員A	22	304	229	75.3	57	51	25	9.2	
		消防吏員B	28	407	307	75.4	80	59	35	8.8	
		合計	50	711	536	75.4	137	110	60	8.9	
就職氷河期世代(行政事務)			3	261	160	61.3	9	9	3	53.3	
採用試験総計			373	3,988	2,927	73.4	837	768	426	6.9	

(2) 採用選考 選考回数 7回
 ア 公募選考
 (7) 日程

選考名	公告日	受付期間	第1次選考日	第1次合格者発表日	第2次選考日	最終合格者発表日			
社会人経験者 (行政(一般・ICT・福祉)、 土木、建築、電気、機械)	5. 5. 1	5. 5. 1 ~ 5. 5. 16	5. 6. 18	5. 9. 7	5. 9. 8 ~ 5. 10. 22	5. 10. 26			
		5. 5. 1 ~ 5. 5. 18		5. 6. 29			5. 6. 30 ~ 5. 8. 3	5. 8. 17	
	定期採用	5. 7. 24	5. 7. 26 ~ 5. 8. 10	5. 9. 24	5. 9. 28	5. 10. 20 ~ 5. 11. 17	5. 11. 24		
					5. 10. 5			5. 11. 1 ~ 5. 11. 29	5. 12. 7
					—			—	—
		5. 12. 14	5. 12. 14 ~ 6. 1. 4	6. 1. 14	6. 1. 25	6. 1. 25 ~ 6. 2. 16	6. 2. 22		
		5. 8. 24	5. 8. 24 ~ 5. 9. 6	5. 10. 15	5. 11. 2	5. 11. 20 ~ 5. 12. 5	5. 12. 15		
早期採用	5. 7. 24	5. 7. 26 ~ 5. 8. 10	5. 9. 24	5. 10. 19	5. 10. 19 ~ 5. 10. 31	5. 11. 9			

(イ) 実施状況

選考区分				採用予定 人員	申込者	第1次選考			第2次選考 受験者	最終 合格者	競争 倍率			
			受験者			受験率	合格者							
経験職	定期採用	社会人経験者	一般	20	455	350	76.9	28	25	17	20.6			
			ICT		37	29	78.4	7				7	4	7.3
			福祉		46	45	97.8	5				5	3	15.0
				小計	20	538	424	78.8	40	37	24	17.7		
				土木	4	54	42	77.8	10	9	5	8.4		
				建築	3	16	13	81.3	7	7	4	3.3		
				電気	3	29	25	86.2	6	6	4	6.3		
				機械	3	31	26	83.9	9	8	5	5.2		
				合計	33	668	530	79.3	72	67	42	12.6		
免許・資格職	定期採用	獣医師	3	4	4	100.0	3	3	3	1.3				
		保健師	10	83	73	88.0	23	22	13	5.6				
		保育士	4	25	18	72.0	9	8	4	4.5				
	早期採用	管理栄養士	1	40	25	62.5	4	4	1	25.0				
		合計	18	152	120	78.9	39	37	21	5.7				
交通局企業職	定期採用	運輸業務従事者	4	95	63	66.3	21	16	6	10.5				
		合計	4	95	63	66.3	21	16	6	10.5				
船舶運航職	定期採用	海技(機関) (9月実施)	1	2	0	0.0	—	—	—	—				
		海技(機関) (1月実施)	1	2	2	100.0	2	2	1	2.0				
		合計	2	4	2	50.0	2	2	1	2.0				
障がい者対象	定期採用	行政事務	4	119	84	70.6	15	14	4	21.0				
		学校事務	1	19	11	57.9	5	5	1	11.0				
		合計	5	138	95	68.8	20	19	5	19.0				
採用選考総計				62	1,057	810	76.6	154	141	75	10.8			

(3) 採用試験及び採用選考の合計

採用試験	373	3,988	2,927	73.4	837	768	426	6.9
採用選考	62	1,057	810	76.6	154	141	75	10.8
合計	435	5,045	3,737	74.1	991	909	501	7.5

イ 個別選考選考回数 13回

職 位	計	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	消防職 給料表	交通局 企業給 料表	備 考
局 長 級	1	1						土木技術 1
部 長 級	0							
課 長 級	1					1		消防吏員 1
係 長 級	6	4		2				行政事務 3、土木技術 1、 医師 2
総括主任級	2	1		1				行政事務 1、医師 1
主 任 級	18	2				5	11	行政事務 1、建築技術 1、 消防吏員 3、回転翼航空機 整備士 2、乗務員 11
係 員	4	4						行政事務 1、文化芸職 1、学校栄養職員 2
計	32	12	0	3	0	6	11	

2 昇任

個別昇任選考 選考回数 12回

職位	合計		市長事務部局等		消防局		水道局		交通局		教育委員会	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
局長級	12	3	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0
部長級	25	4	20	4	2	0	0	0	3	0	0	0
課長級	73	26	57	24	5	0	5	0	2	0	4	2
係長級	193	67	139	54	20	3	5	1	9	2	20	7
合計	303	100	228	85	27	3	10	1	14	2	24	9

第4 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

公務員は、民間企業の従業員と異なり、団体交渉権、争議権など憲法で保障された労働基本権が制約されています。このような労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

この給与勧告は、公務員の給与を社会一般の情勢に適応させるため、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としています。

このため、市内民間企業の従業員の給与等について毎年詳細な調査を行い、その結果を基に公務員の給与と比較した上で、給与等に関する報告及び勧告を行っています。

令和5年9月1日、本委員会は、市議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。概要は以下のとおりです。

令和5年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

1 職種別民間給与実態調査

区分	内容
(1) 調査対象事業所	常勤の従業員（※）が50人以上の市内民間事業所（981事業所） ※雇用期間の定めがなく常時勤務する従業員（パート、アルバイト等を除く。）
(2) 調査事業所数	197事業所（981事業所の中から無作為に抽出） 調査完了率81.4% <158事業所の調査完了/194事業所（※）> ※197事業所のうち3事業所は50人未満であることが判明したため除外。

2 市職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

市職員給与と民間給与の令和5年4月分の支給額を調査し、比較した結果、市職員給与が民間給与を3,188円（0.84%）下回った。（参考）人事院勧告

民間給与 （事務・技術関係職種）	市職員給与 （行政職）	較差	較差 （全国の民間と国の職員）
382,888円	※ ¹ 379,700円	※ ² 3,188円(0.84%)	3,869円(0.96%)
（参考）令和4年の給与較差		436円(0.11%)	921円(0.23%)

※¹ 行政職給料表適用職員。平均年齢39.2歳、平均勤続年数15.6年。

※² 給料2,898円、はね返し分（給料の改定に伴う諸手当額の増加分）290円、合計3,188円。

(2) ボーナス（賞与等の特別給）

直近の1年間（令和4年8月～5年7月）の市内民間の支給実績を調査し、市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数と比較した。

その結果、市職員の年間支給月数（4.40月）が、民間の年間支給割合（4.51月分）を下回っていた。

(参考) 人事院勧告

民間の支給割合	市職員の支給月数	民間の支給割合	国家公務員の支給月数
4.51月	4.40月	4.49月	4.40月

3 給与改定に対する基本的考え方

職員の給与については、地方公務員法において、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められなければならないとされている。

(1) 月例給

令和5年4月時点で、市職員給与が民間給与を3,188円（0.84%）下回っていることから、市職員の給与水準を市内民間の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本として、この較差に見合うよう市職員給与の引上げを行うことが適当。

(2) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

市内民間の年間支給割合の状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.05月分、計0.10月分（※）引き上げることが適当。
※0.05月単位で改定（国と同様）

4 勧告内容

次に掲げる項目ごとに、民間との較差のほか、国や他の地方公共団体の状況を考慮した改定を行うこと。

(1) 給料表

区 分	内 容
a 行政職給料表	民間との較差を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて引上げ改定
b 医療職給料表及び消防職給料表	行政職給料表の改定との均衡を基本として改定
c 教育職給料表	他の地方公共団体(福岡県など)の状況を考慮した改定
d 特定任期付職員給料表	国に準拠した改定

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数

① ②及び③以外の職員

期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05月分（計0.10月分）引上げ。（年間4.40月→4.50月）

② 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025月分（計0.05月分）引上げ。（年間2.30月→2.35月）

③ 特定任期付職員

期末手当を0.10月分引上げ。（年間3.30月→3.40月）

		6月期	12月期	年間計	年間計
令和5年度	期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)	2.45月	2.45月
	勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)	2.05月	2.05月
令和6年度 以降	期末手当	1.225月	1.225月	2.45月	2.45月
	勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月	2.05月

(3) 改定の実施時期

区分	実施時期
(1) 給料表 ※cを除く	令和5年4月1日 (さかのぼって改定)
(2) 期末手当及び勤勉手当の 支給月数	令和5年12月期分は、令和5年12月1日 令和6年度以降分は、令和6年4月1日

5 報告事項

(1) 会計年度任用職員の給与について

- 地方自治法改正の趣旨、国家公務員における取扱い及び本市の実情等を踏まえ、本市における会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給及び給与改定について検討することが必要。

(2) 職員の勤務環境の整備について

ア 時間外勤務の縮減等について

- 令和4年度に年間360時間を超えて時間外勤務を行った職員の割合は全体の10.0% (令和3年度は12.1%)。任命権者においては、引き続き勤務時間管理の徹底を図り、業務の一層の合理化・効率化を促進するほか、事務事業の実施にあたり適切な業務執行体制の整備に努め、状況に応じた業務配分の見直しや応援体制の確保等により時間外勤務の縮減に取り組むことが必要。
- 教職員に関しては、「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」(令和4年4月策定)に基づき、教育委員会において、長時間勤務の要因の分析や必要な人員等の点検・検証等を通じ、学校における働き方改革の推進のための柔軟かつ適切な取組を実施し、教職員が心身の健康を保ちながら、授業や子どもたちへの指導に意欲的に臨める環境づくりを着実に進めることが必要。

イ メンタルヘルスの推進について

- 令和4年度に病気等で1月以上休んだ長期病休者のうち「心の病」による者が、全長期病休者の6割以上を占めており、依然として高い水準。予防のための取組を総合的に推進しているが、任命権者において、より一層、心身の不調の要因を分析し、効果的な対策をきめ細かに行っていくことが必要。

ウ ハラスメントの防止について

- 全職員に対して防止のための取組を実施してきたが、より一層取組を進めるとともに、より効果的な研修方法、相談しやすい態勢、ハラスメントの実態に応じた適切な対処方法等、事前・事後における対応策を講じ、良好な職場環境を確保していくことが必要。

エ ワーク・ライフ・バランスの推進について

- ・ 「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と育児の両立支援をはじめとしたさまざまな取組を実施してきたところであり、令和4年9月に同計画における男性職員の育児休業取得率の数値目標を100%に改定した。その結果、令和4年度の男性職員の育児休業取得率は60.5%と、令和3年度までの水準から大きく上昇した。任命権者においては、引き続き、育児や介護等を担う職員自身の休暇・休業等の取得促進を図るとともに、当該休暇・休業等が取得される職場における業務環境の整備にも十分配慮して取り組んでいくことが必要。

(3) コンプライアンスの推進について

- ・ 全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んでいるが、市民の信頼確保のため、改めて職員全体のコンプライアンス向上のための環境づくりに取り組むことが必要。

参考資料

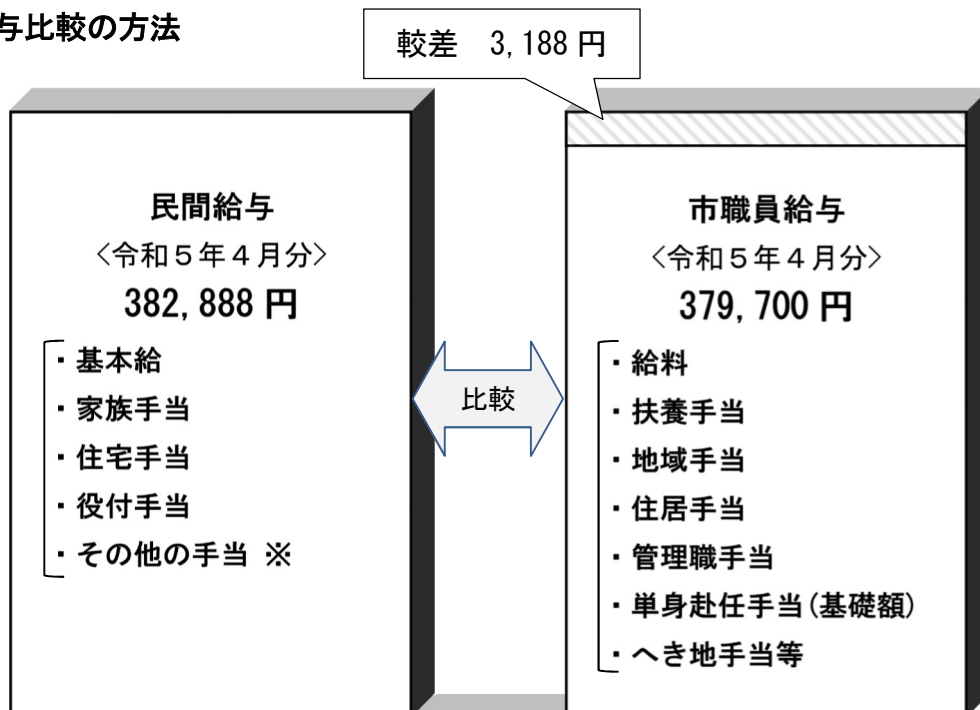
(1) 過去の民間との給与較差と期末手当及び勤勉手当の推移

	民間との給与較差 (月額)				期末手当及び勤勉手当 (年間支給月数)	
	福岡市		国		福岡市	国
令和元年	0.06 %	246円	0.09 %	387円	4.50月	4.50月
令和2年	▲0.03 % ※1	▲109円	▲0.04 % ※1	▲164円	4.45月	4.45月
令和3年	▲0.04 % ※1	▲134円	▲0.00 % ※1	▲19円	4.30月	4.30月
令和4年	0.11 %	436円	0.23 %	921円	4.40月	4.40月
令和5年	0.84 % ※2	3,188円	0.96 %	3,869円	※2 4.50月	4.50月

※1 民間との給与較差(月額)が、極めて小さい額であったことから、この較差を解消するための給与勧告はなし。(令和2年(福岡市・国)及び令和3年(福岡市・国))

※2 福岡市における引上げ勧告は、月例給、ボーナスともに、令和4年に引き続き2年連続。

(2) 給与比較の方法



※通勤手当、時間外手当を除く。

(3) 給与勧告に伴う職員(行政職)の平均年間給与(月例給+ボーナス) [試算]

勧告前	勧告後	増減額
610万6千円	619万7千円	9万1千円 (1.49%)

※行政職給料表適用職員(6,775人、平均年齢39.2歳)の「平均給与月額」を基に作成。

第5 公平審査

1 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間、休暇、福利厚生、執務環境等の勤務条件について、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる（地方公務員法第46条）。

この要求があった場合、人事委員会は、審査を行い、事案を判定し、自らの権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する機関に対し、必要な勧告を行う（同法第47条）。

令和5年度における処理の状況及び係属事案の件数は、次のとおりである。

4年度末の 係属件数	受付	終了		5年度末の 係属件数
		判定	取下げ	
0	0	0	0	0

2 不利益処分についての審査請求（※）

職員は、任命権者から分限処分、懲戒処分等その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対し審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2）。

この審査請求があった場合、人事委員会は、これを審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は任命権者にその職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をする（同法第50条）。

令和5年度における処理の状況、係属事案の件数等は、次のとおりである。

区 分	4年度末の 係属件数	受付	終了		5年度末の 係属件数
			裁決	取下げ等	
大量争議事案	6,278	0	74	0	6,204
個人事案	1	3	2	1	1
計	6,279	3	76	1	6,205

（裁決した事案）

裁決日	事案番号	審査請求人	裁決
5.12.20	令和5年(審)第2号	元市長部局職員	却下
6.3.13	令和5年(審)第3号	元市長部局職員	却下
6.3.21	昭和48年(不)第317号ほか73件	小中学校教職員	却下

（※）平成28年3月31日以前になされた処分に係るものは「不服申立て」。

3 苦情相談

職員は、勤務条件その他の人事管理全般に関し、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。

苦情相談を受けた人事委員会（職員相談員）は、申出人に対し助言等を行い、本人の自助努力による解決を図ることを基本としつつ、必要に応じ関係当事者に対しあっせんや指導等を行う。

令和5年度における苦情相談件数は、次のとおりである。

5年度相談件数		3
相談内容内訳	給与	
	旅費	
	勤務時間	
	休暇	
	執務環境	
	厚生福利	
	サービス	
	転任	
	任用	
	人事評価	
	セクシュアルハラスメント	
	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	
	パワーハラスメント	
	いじめ・嫌がらせ	
その他	3	

第6 職員団体

1 職員団体の登録

職員団体の登録は、登録機関である人事委員会が、当該職員団体が一定の要件に適合していることを確認し、公証する制度である。

職員団体は、人事委員会に登録されると、任命権者の許可を受けた構成員が職務専念義務を免除されてその役員の業務に専従することができるなどの便宜が認められる。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(R6. 3. 31現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地・代表者	登録年月日	単一体連合体の別	法人非法人の別	構成員数	直近の変更登録
福岡市職員労働組合	福岡市中央区天神 1丁目8番1号 安部 道治	S41. 10. 12	単一体	法人	1,569	役員変更 (R4. 7. 1)
福岡市教職員組合	福岡市東区馬出4 丁目2番17号 岡崎 正登	S60. 6. 17	単一体	法人	834	役員変更 (R4. 4. 14)
福岡市立高等学校教職員組合	福岡市中央区天神 1丁目8番1号 高橋 一美	H 6. 8. 31	単一体	非法人	87	役員変更 (R5. 4. 14)
自治労福岡市図書館司書ユニオン	福岡市早良区百道 浜3丁目7番1号 五十嵐 素子	R 2. 10. 29	単一体	非法人	69	役員変更 (R5. 7. 4)
福岡部活動問題レジスタンス	福岡市早良区原1 丁目36番1号 北畑 裕也	R 5. 9. 27	単一体	非法人	3	事務所等変更 (R6. 1. 15)

注：構成員数は、直近の変更登録の際に届出のあった員数

2 管理職員等の範囲

重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員などの管理職員等と一般職員は、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

本市における管理職員等の範囲は、次のとおりである。

R6. 3. 31現在

機 関	職
市長事務部局 本庁	会計管理者 会計室長 局長 理事 参与 危機管理監 部長 室長 所長 特命担当の部長 課長 ユニット制 組織の課長 特命担当の課長 市長秘 書 産業医 市長室秘書課庶務係長及び秘書 総務 企画局行政部法制課法制係長、訟務係長 及び主査 総務企画局人事部人事課庶 務係長、給与支給係長、主査、人事第1 係長、人事第2係長、人事第3係長及び 人事第4係長 総務企画局人事部組織 定数課組織定数係長 総務企画局人事 部労務課労務係長及び給与制度係長 財政局財政部財政調整課財政調整係長 財政局財産有効活用部財産管理課庁 舎管理係長 総務企画局行政部法制課係員 総務企 画局人事部人事課係員 総務企画局人 事部組織定数課係員 総務企画局人事 部労務課係員
区役所	区長 部長 保健福祉センター所長 保健所長 特命担当の部長 課長 室 長 入部出張所長 西部出張所長 特 命担当の課長
東京事務所	所長 ユニット制組織の次長
自動車管理事務所	所長
消費生活センター	所長
人権啓発センター	所長
こども総合相談センター	所長 副所長 課長
保育所	所長
精神保健福祉センター	所長 副所長
障がい者更生相談所	所長
動物愛護管理センター	所長
食肉衛生検査所	所長
食品衛生検査所	所長
保健環境研究所	所長 課長
西部工場	工場長
臨海工場	工場長
クリーンパーク・東部	所長
美術館	館長 課長
アジア美術館	館長 課長
博物館	館長 課長 市史編さん室長
埋蔵文化財センター	所長
中央卸売市場	市場長 課長 鮮魚市場長 特命担当 の課長 青果市場長 食肉市場長
動物園	園長
植物園	園長
東部水処理センター	所長
中部水処理センター	所長
西部水処理センター	所長
和白水処理センター	所長
客船事務所	所長

機 関	職
教育委員 会事務局 及び教育 機関	教育次長 理事 部長 特命担 当の部長 課長 特命担当の課 長 総務部総務課総務係長 職員部 職員課人事係長及び安全衛生係 長 職員部服務指導課服務指導 係長 職員部労務・給与課労務 係長、給与係長及び主査 職員 部教職員第1課教職員第1係 長、教職員第2係長及び教職員 第3係長 職員部教職員第2課 主任人事主事 職員部職員課係員 職員部服務 指導課係員 職員部労務・給与 課係員 職員部教職員第1課係 員
学校給食センター	所長
市民センター	館長
公民館	館長
発達教育センター	所長
教育センター	所長 課長
総合図書館	館長 課長
美術館	館長 学芸課長
アジア美術館	館長 学芸課長
博物館	館長 学芸課長
埋蔵文化財センター	所長
小学校	校長 室長 副校長 教頭
中学校	校長 副校長 教頭
高等学校	校長 副校長 教頭 事務長
特別支援学校	校長 副校長 教頭
市選挙管理委員会事務局	事務局長 課長
区選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 課長 係長 主査
監査事務局	事務局長 次長 課長
農業委員会事務局	事務局長 事務局次長 西部出 張所長
固定資産評価審査委員会	事務局長
議会事務局	事務局長 事務局次長 課長

第7 職員の懲戒、分限及び服務

1 懲戒処分及び分限処分

福岡市職員の懲戒に関する条例第7条及び福岡市職員の分限に関する条例第9条等の規定により、任命権者は、処分（分限処分にあつては免職又は降任に限る。）をした場合、処分説明書の写しを人事委員会に提示しなければならない。

処分説明書の提示のあった令和5年度における懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）及び分限処分（免職・降任）の状況は、次のとおりである。

処分の種類別・任命権者別件数

処分の種類		総数	任命権者			
			市長	教育委員会	消防局長	その他
懲戒処分	免職	8	3	4	1	0
	停職	7	4	2	1	0
	減給	1	1	0	0	0
	戒告	3	0	3	0	0
	計	19	8	9	2	0
分限処分	免職	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
合計		19	8	9	2	0

注1 「その他」の任命権者：選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員、農業委員会及び市議会議長

注2 企業職員、技能・労務職員、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除く。

2 職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務の免除に関する規則第2条第20号の規定により任命権者が特に必要と認め、人事委員会において承認した場合には、職務に専念する義務が免除される。

令和5年度において人事委員会が承認したものは、次のとおりである。

承認年月日	承認事項
R5.5.24	新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたことにより、国において、新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合等に係る職務専念義務の免除を廃止したことを踏まえ、本市における同様の職務専念義務の免除に係る人事委員会の承認を廃止すること。

第8 労働基準監督機関としての職権行使

1 労働基準監督機関としての職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用される（地方公務員法第58条第3項）が、これらの労働関係法令に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1の号別区分により、いわゆる現業の事業場に従事する職員については労働基準監督署が、いわゆる非現業の事業場に従事する職員については人事委員会が、それぞれ行使することとされている（地方公務員法第58条第5項）。

職権行使に当たっての各事業場の号別区分については、本委員会と福岡労働局とで協議して決定しており、下表のとおりである。

労働基準法別表第1各号の事業又は事務所区分

R6.3.31現在

所管	労基法別表第1号別	事業又は事務所名（若しくは所属名）
労働基準監督署	第1号 （製造・加工）	学校給食センター、各小学校の学校給食事業
	第4号 （貨物運送）	客船事務所
	第13号 （保健・衛生）	各区健康課・地域保健福祉課地域保健福祉係・衛生課、精神保健福祉センター、食肉衛生検査所、食品衛生検査所、保健環境研究所、廃棄物試験研究センター、東部動物愛護管理センター、家庭動物啓発センター、保育所、こども総合相談センターこども支援第2課一時保護係、放課後児童クラブ
	第14号 （接客・娯楽）	ボートレース事業部、動物園、植物園
	第15号 （焼却・清掃）	下水処理場（水処理センター）、道路下水道局水質管理課水質管理係・水質試験係、し尿処理施設、ごみ処理施設、最終処分場
人事委員会	第12号 （教育・研究）	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、公民館、図書館、博物館、美術館、人権啓発センター、埋蔵文化財センター、こども総合相談センター教育相談課、発達教育センター、教育センター、防災センター、消防学校
	別表第1に掲げる事業に該当しないもの（公務）	市長事務部局本庁、港湾空港局、区役所（健康課、地域保健福祉課地域保健福祉係、衛生課を除く。）、区役所出張所、東京事務所、自動車管理事務所、空港周辺共同利用会館、消費生活センター、人権のまちづくり館、こども総合相談センター（こども支援第2課一時保護係及び教育相談課を除く。）、障がい者更生相談所、中央卸売市場、青果市場、消防本部、消防署、教育委員会事務局、市・区選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、議会事務局

2 職権行使状況

本委員会が、令和5年度に労働基準監督機関として職権行使したものは、次のとおりである。

- (1) 解雇の予告に関する認定業務
市長（3件）、教育委員会（4件）及び消防局長（1件）からの申請に対して、解雇の予告に関する認定業務を行った。
- (2) 36協定届出受理
該当部署から令和5年9月及び令和6年3月に届出がなされ、受理した。
- (3) 安全衛生管理体制に係る報告の受理
総括安全衛生管理者及び産業医の選任について報告がなされ、受理した。
- (4) 健康診断結果等に係る報告の受理
定期健康診断及び特殊健康診断の結果並びに心理的な負担の程度を把握するための検査の結果について報告がなされ、受理した。
- (5) 労働者死傷病報告の受理
職員が公務災害等に伴う負傷等により休業した事案について報告がなされ、受理した。